

危機管理マニュアル



令和 7 年度版

(令和 7 年 11 月改訂)

岩手県立山田高等学校

〒028-1361

岩手県下閉伊郡山田町織笠 8-6-2

電話 : 0193-82-2637 (事務室)

0193-82-2164 (職員室)

FAX : 0193-81-2055

HP : <http5://www2.iwate-ed.jp/ymd-h/>

第1章 危機管理体制の確立

第1項	危機管理の目的	1
第2項	危機の対象	1
第3項	危機管理体制	
(1)	危機管理の段階	2
(2)	危機に対する基本対応	2
(3)	危機発生時に対する連絡体制	3

第2章 対象別危機への対応

第1項 自然災害等に係る危機への対応

(1)	地震	4
(2)	津波	9
(3)	火災	10
(4)	落雷	10
(5)	竜巻・台風	11
(6)	猛獣（熊等）	11

第2項 教育活動等に係る危機への対応

(1)	授業中の事故	12
(2)	校外活動全般での事故	13
(3)	学校内外の事件	14
(4)	自殺（予告）	15
(5)	学校保健関係①	15
(6)	学校保健関係②	16
(7)	不審者の侵入	17

第1章 危機管理体制の確立

第1項 危機管理の目的

学校の危機管理は、学校生活全般にわたって発生する事件や事故・疾病・災害等への対応策であり、そのねらいは、生徒の命と人権を守り安全を確保することにある。

- (1) 危機発生時または緊急時において、生徒及び教職員の安全を最優先とする。
- (2) 危機に対して組織として適正に対応し、生徒と教職員の信頼関係を維持する。
- (3) 教職員が一致協力して危機対応の意識を高め、学校に対する社会的な信用や信頼を確保する。

第2項 危機の対象

- (1) 自然災害等に係る危機

ア 地震 イ 津波 ウ 火災 エ 落雷・竜巻・台風 オ 猛獣（熊等）

- (2) 教育活動等に係る危機

ア 授業中の事故（実験・実技・実習中の事故）
 イ 学校行事中の事故（クラスマッチ、さいかち祭、海の運動会等）
 ウ 学校外の活動中の事故（他の教育機関での研修や活動、修学旅行、インターンシップ、職場見学・職場体験、ボランティア、復興教育等）
 エ 部活動全般に関する事故
 オ 登下校時の交通事故
 カ 学校不応、不登校に関する事故
 キ 性に関する問題行動

- (3) 学校内外での事故・事件に係る危機

ア 学校内外での暴力行為（対教師、生徒間）
 イ 生徒の刑事事件への関与
 ウ 家出や万引き、盗難、窃盗、恐喝
 エ 自殺（予告）

- (4) 学校保健に係る危機

ア 生徒や教職員の自転車・自動二輪車・自動車による事故（自損・他損）
 イ 伝染病や（新興）感染症、食中毒に関する事
 ウ 毒物・劇物に関する事
 エ 大気・水質汚染等及び放射線等の教育環境に関する事

- (5) 教職員に関する危機

ア 教職員と生徒や保護者とのトラブル
 イ 教職員間のトラブル
 ウ 教職員の不祥事（コンプライアンスに反すること）
 エ 体罰
 オ 事件や事故に関与した教職員に関する事

(6) 不審者に関する危機

- ア 不審者の侵入
- イ 不審電話（名簿等個人情報の問い合わせ、脅迫電話）
- ウ 不審物

(7) 施設・備品に関する危機

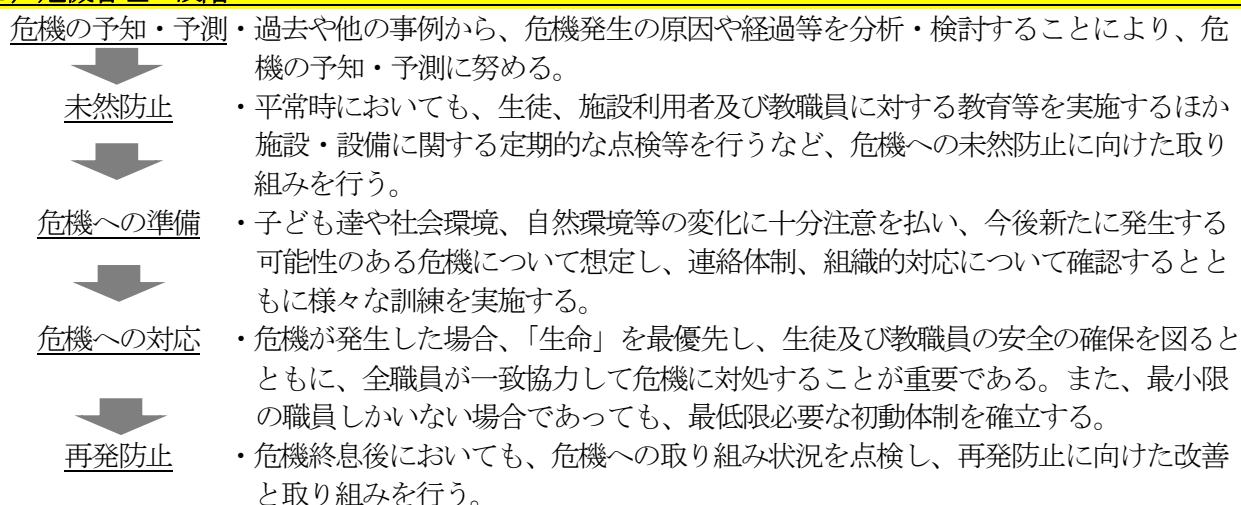
- ア 学校施設の破損・損害・備品（化学薬品、農薬、危険物）の保管と盗難
- イ 学校施設の爆破予告や不法占拠

(8) 人権侵害に関する危機

- ア いじめ等人権に関すること
- イ 事故や犯罪の被害者及び加害者に関すること
- ウ 生徒間や対生徒、対教師、職員間での人権侵害に関すること
- エ セクハラ・パワハラに関すること
- オ 情報通信などによるサイバー犯罪被害

第3項 危機管理体制

(1) 危機管理の段階



(2) 危機に対する基本対応

【別紙 チャートNo.1】

教職員は事件・事故、災害等の緊急事態発生直後は、短時間に多くの対応を求められるため、普段からの訓練に真摯に取り組み、十分な心構えを確立し、危機管理マニュアル等により初動体制を確立し、危機管理に当たることが重要である。

- ① 校内外に関わらず、危機発生時には、早急に、校長（不在時は副校長）に「何が、どこで、どのように」発生したかを直ちに報告する。
- ② 危機に直面した職員は、初動対応（危機の状況の把握、生徒の安全確保、避難誘導、危機現場の処置及び対応と協力要請、応急処置や救急車等の要請など）に当たる。
- ③ 通報を受けた後、校長の判断の下【対策本部】を設置する。（校長を本部長とし、副校長、事務長、各課主任により構成する。）
- ④ 対策本部は方針や決定事項を全職員にメールや電話等で周知徹底し、危機管理体制が構築された後、危機管理の対応や役割分担等について指示を行う。

131 危機管理マニュアル

- ⑤ 対策本部の業務
- (ア) 情報の収集及び分析と教職員間での共有化
 - (イ) 危機管理の役割分担の指示
 - (ウ) 関係機関への連絡・連携（県教委、警察、消防、病院、山田町役場、長寿福祉課 その他）
 - (エ) 保護者への連絡と協力要請
 - (オ) 地域住民への協力要請と協力体制の確立
 - (カ) 通信手段の確保（携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
 - (キ) 緊急避難所としての対応（自然災害時において、生徒の帰宅が困難になり学校において保護する場合も想定される。また、地域住民等が避難してきた場合の対応も求められる。）
- ⑥ 外部対応
- (ア) 報道機関への対応（窓口の一本化＜校長が対応＞ → 県教委 → 報道機関等）
 - (イ) 個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、非公開内容の確認（非公開理由の説明が必要）
 - (ウ) 学校単独での対応が困難と判断される場合は、県教委に支援を要請する。

（３）危機発生時における連絡体制

【別紙 チャートNo.2】

- ① 校内連絡体制
- ② 救急（応急）措置
- ③ 関係機関
 - (ア) 岩手県教育委員会
危機管理の総合窓口

教育企画室

TEL : 019-629-6106

E-mail : DB0001@pref.iwate.jp

日本スポーツ振興センター及び財団法人岩手県学校安全互助会に関わる事項

学校教育室

TEL : 019-629-6135

E-mail : DB0003@pref.iwate.jp

- (イ) 地域の各関係機関

山田消防署	0193-82-3139
宮古警察署山田交番	0193-82-2155
岩手県立山田病院	0193-82-2111
山田町役場	0193-82-3111
山田町健康福祉課	0193-82-3111（146）
東北電力宮古営業所	0120-175366（停電時）
	0120-175366（その他）
東北電気保安協会（釜石）	0193-23-0287
NTT宮古営業所	0193-64-6422
宮古教育事務所	0193-64-2222
宮古地区広域行政組合消防本部	0193-62-5533
宮古保健所	0193-64-2218
北上ビルメン（警備）	0197-71-2110
宮古地方振興局	0193-64-2211

第2章 対象別危機への対応

第1項 自然災害等に係る危機への対応

(1) 地震 … 岩手県内陸部を震源とする震度6強の地震が発生した 【別紙 チャートNo.3】

【別に定める『地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合の対応例』参照】

◆ 地震発生時の対応

ア 生徒在校時

① 安全確保

【教室】 落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、落ち着くまで待機の指示

【体育館】 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう明確に指示

(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意。例えば、天井からの落下物や体育館の屋根の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。)

【校庭】 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう明確に指示

→ 一時終息後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

緊急放送、緊急放送

①ただいま、強い地震が発生しました。全校生徒は直ちに机の下に入りなさい。

机が無い場合は壁際などに寄り、落下物に注意しなさい。

<繰り返す>

②更に地震の恐れがありますので、しばらくはそのまま身をを守ることを優先して下さい。

———地震がおさまったと判断された後———

③全校生徒は先生の指示に従い、校舎の外（グラウンド）に落ち着いて避難して下さい。

<繰り返す>

④先生方は、生徒・職員各自の避難・安全の確保を優先し、誘導・指示して下さい。

<繰り返す>

② 救急（応急）措置

負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。

③ 一次避難及び状況把握

- ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
- ・施設周辺の被害状況及び危険箇所の確認、避難場所（一次避難場所）の安全確認を行い、避難場所への安全での誘導をする。
- ・一次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

④ 二次避難

- ・一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全での誘導を行う。
- ・二次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

⑤ 危機管理体制の確立

- ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
- ・電源の確保を図る。（停電の場合は自家発電機等）
- ・通信手段を確保する。（携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
- ・通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

⑥ 保護者（家庭）及び関係機関への連絡・報告

- ・安全に避難後、生徒の家庭等に速やかに現状についての連絡をする。また、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。

【別紙 チャートNo.2】

131 危機管理マニュアル

- ・生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し確実に確認する。【別紙1 参照】
- ・なお、引き渡す生徒は、当該生徒の保護者に限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所待機させる。
- ・県教育委員会（教育企画室、学校教育室）に速やかに報告・相談し、対応についての指示を受ける。
- ⑦ 情報の収集及び関係機関との連携
 - ・安否確認のできない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・警察、消防、医療機関、岩手県災害対策本部との連絡体制の確保を図る。
 - ・生徒及びその家族と連絡が取れない場合の安否の確認は、山田町と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、可能な限り家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
（自転車等を活用するとともに、山田町に協力を依頼し、車両やガソリンを確保する。）
 - ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・学校施設・設備の被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真を撮影・記録するなど。）
- ⑧ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、窓口を校長に一本化して混乱を避ける。

※指定避難場所（避難所）ではない場所（避難所となっていない学校や公共施設等）に避難した場合の対応

 - ・生徒の安全を確保できる場所であることを確認する。安全を確保できない場合は、安全を確保できる場所に移動する。
 - ・安全を確保できる場所に避難後、周辺の状況を確認し、指定避難場所（避難所）に安全に移動できる場合は移動する。
 - ・避難した場所から移動できない場合は、避難している場所、生徒の安否状況、避難場所の状況等を学校対策本部、保護者、関係機関等へ連絡する。
 - ・連絡を取ることが難しく時間がかかる場合は、そこでの避難が長引く可能性があり、物資等の確保が必要になるため、教職員の役割分担を明確にして対応に当たる。（例：情報収集、関係機関への連絡、食料・水の確保、防寒対策、トイレの確保、医薬品の確保など）
 - ・避難が長引く可能性がある場合、生徒に対して安心感をもたせ、励ますなど配慮した対応を行う。

イ 学校外における諸活動時

<教職員（引率者）の対応>

- ① 安全確保
 - ・地形、施設や周囲の状況を確認し、安全確保の指示を行う。
 - ・利用施設において、施設職員の指示がある場合は、それに従う。
 - ・公共交通機関等を利用中の場合は、乗務員の指示に従う。
- 一時終息後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。
- ② 救急（応急）措置【別紙 チャートNo.2】

負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
- ③ 一次避難及び状況確認
 - ・施設周辺の被害状況及び危険箇所の確認、避難場所（一次避難場所）の安全確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・一次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。
- ④ 二次避難
 - ・一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・二次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。
- ⑤ 通信手段の確保

通信手段を確保する。（携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
- ⑥ 学校への報告

生徒の状況等について、学校対策本部へ速やかに報告する。学校との連絡が取れない場合は、関係機関や地域住民の協力などにより連絡の手立てを講ずる。

131 危機管理マニュアル

⑦ 関係機関との連携

山田町、警察、消防、医療機関との連絡手段の確保を図る。

＜学校の対応＞

① 危機管理体制の確立

- ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
- ・通信手段を確保する。(携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等)
- ・避難場所及び人的被害の的確な情報収集と把握を行う。
- ・現地に複数の教職員を派遣し、現地の被害状況等の確認を行う。

② 保護者（家庭）及び関係機関への連絡・報告

- ・生徒の保護者に対して速やかに連絡する。保護者への生徒の引渡しについては、現地の状況の確認後状況に応じて対応する。
- ・県教育委員会（教育企画室、学校教育室）に速やかに報告・相談し、対応についての指示を受ける。

③ 移動手段の確保

生徒の現地から学校への移動手段の確保を図る。

④ 関係機関との連携

- ・山田町、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
- ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。

⑤ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

ウ 生徒登下校時

① 地震発生における安全確保

- ・教職員は、校内に生徒がいる場合は、速やかに校内の生徒の活動場所等に向かう。（既に登校しているまたは放課後部活動等で在校している場合など）
- ・校内（グラウンドも含む。）の生徒に対して安全確保を行う。

（ア 生徒在校時の①に準ずる。）

- ・地震終息後、校内の生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
- ・安全が確保されていることを確認のうえ、教職員が通学路などに向かい、通学路上などの生徒等の人的被害（安否）の状況を確認する。

② 救急（応急）措置及び一次避難

- ・負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
- ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
- ・施設周辺の被害状況及び避難場所（第一次避難場所）の確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・一次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。

【別紙 チャートNo.2】

③ 二次避難

- ・第一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（第二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・二次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。

④ 危機管理体制の確立

- ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
- ・電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
- ・通信手段の確保を図る。（携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
- ・通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告

- ・安全に避難した後、生徒の家庭等に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。

131 危機管理マニュアル

- ・生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
- ・所管する県教育委員会（教育企画室、学校教育室）に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等
 - ・人的被害（安否）の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・山田町、警察（１１０番）、消防（１１９番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、山田町と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を山田町に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
 - ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真を撮影・記録する。）
- ⑦ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◎通学電車・バス乗車中における対応ポイント

- ・教職員（乗務員）は安全な場所に停車させ、生徒の安全を確認し、被災のおそれがある場合生徒を避難場所（安全な場所）に誘導する。
- ・学校は教職員（乗務員）と連絡を取り合い、その後の対応について指示をする。
- ・校長は、連絡が取れない場合など必要に応じて、複数の教職員を避難場所に派遣する。

エ 生徒在宅時

- ① 参集体制

教職員は所属校に参集する。（震度６強以上の地震が発生した場合は３号配備体制＝全員配備体制、震度６弱以上で２号配備体制、震度５強以上で１号配備体制。）所属校に参集できないやむを得ない事情があるときには、出勤可能な公所（県立学校等）に参集し、当該施設の指示に従う。
- ② 危機管理体制の確立

対策本部等を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
- ③ 救急（応急）措置及び状況把握
 - ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。
 - ・電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
 - ・通信手段の確保を図る。（携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
 - ・家庭と連絡を取り、生徒等、人的被害（安否）の確認をする。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・施設周辺の被害状況の確認をする。
- ④ 県教育委員会への連絡・報告

県教育委員会（教育企画室、学校教育室）に速やかにその対応について報告する。
- ⑤ 情報の収集及び関係機関との連携等
 - ・人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・山田町、警察（１１０番）、消防（１１９番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、山田町と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を山田町に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
 - ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真を撮影・記録する。）
- ⑥ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

オ 保護者や地域の方々等の来校時

① 安全確保

- ・生徒及び来校者に対して的確な指示を行うとともに、出口を確保する。

【教 室】

- ・生徒へ落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示
- ・来校者へは頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から離れ、机間に移動するよう指示

【体育館】

- 体育館に椅子など障害物がない場合

窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示

- 体育館に椅子など障害物がある場合（儀式等）

- ・生徒へその場での待機を指示（落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部を保護する。）
- ・来校者へは頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から速やかに離れ、椅子等の間に移動するよう指示

※状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意（例えば、天井からの落下物や体育館の屋根の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。）

【校 庭】

建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう特に大きな声（マイク等）で明確に指示

- ・地震終息後、生徒及び来校者等、人的被害（安否）の確認をする。

② 救急（応急）措置、状況把握及び一次避難

- ・負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
- ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
- ・施設周辺の被害状況及び避難場所（一次避難場所）の確認を行い、避難場所へ安全で的確な誘導をする。
- ・一次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。

③ 二次避難

- ・一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・二次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。

④ 危機管理体制の確立

- ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
- ・電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
- ・通信手段の確保を図る。（携帯端末、一斉メール、防災無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
- ・通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

⑤ 家庭及び関係機関への連絡・報告

- ・安全に避難後、生徒の家庭等に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
- ・生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所待機させる。
- ・県教育委員会（教育企画室、学校教育室）に速やかにその対応について報告する。

⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等

- ・人的被害（安否）の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
- ・山田町、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
- ・生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、山田町と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を山田町に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
- ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ・施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真を撮影・記録する。）

131 危機管理マニュアル

⑦ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◎学校行事等の実施可否の判断のポイント

生徒及び来校者の人的被害の状況、学校及び地域の被害の状況、生徒及び来校者の様子など、校長は情報収集及び現状把握を行い、的確に判断し、学校行事等の実施を継続するかどうか決定する。なお、校舎等から校外へ避難した場合は、当日の学校行事等は中止する。

(2) 津 波 … 地震の発生にともない町内に津波警報または津波注意報が発令された。

【別に定める『地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合の対応』参照】

◆ 津波警報・注意報発令時の対応

ア 生徒在校時

- ①校地内にいる生徒は、学校待機とする。必要があれば、生徒・職員は校舎の高いところへ移動する。
- ②保護者が迎えに来たとしても生徒の引き渡しは行わず、学校に待機させるなど学校管理下で保護する。

1 在校時に地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合

地震等の災害が発生し、避難指示等が発令されるなど二次災害のおそれがある場合や津波警報・津波注意報が発令された場合は、学校に引き取りに来られた場合は、別室等で待機をお願いすることになります。津波警報・津波注意報が解除になった時は、生徒の安全を確認後に引き渡しを行います。

なお、災害等の規模によっては、保護者の連絡先・避難先・帰宅経路の安全を確認した上で、校長が引き渡しを行う場合があります。

2 登下校時に地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合

公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従ってください。保護者等が送迎している場合は、保護者等の判断で行動(避難等)してください。徒歩・自転車で移動している際は、生徒自身の判断で水辺から離れる高台に避難するなど、学校に登校する必要はありません。安全第一で行動してください。通学路の危険な場所と安全な場所を、保護者と生徒が事前に確認しておくことも、大切なことと考えています。

なお、学校への連絡は安全が確保できてからで構いません。連絡が少し遅れても、保護者・生徒・家族の安全が第一です。

3 在宅時に地震・津波に関する注意報等が発令された場合

可能な限り速やかに的確な情報を収集し、自宅に待機、または安全な場所に避難をしてください。特に、津波警報・注意報等が発令中は登校せずに安全な避難場所に待機し、時間をみて学校に連絡をお願いします。

◆ 地震発生時の対応

ア 生徒在校時

① 安全確保

【教 室】 落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、落ち着くまで待機の指示

【体育館】 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう明確に指示

(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意。例えば、天井からの落下物や体育館の屋根の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。)

【校 庭】 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう明確に指示

→ 一時終息後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

131 危機管理マニュアル

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

緊急放送 緊急放送

①先程の強い地震により、津波警報（注意報）が発令されました。校内にいる生徒は、下校せずに校舎内で待機しなさい。

<繰り返す>

—————津波警報（注意報）が解除された後—————

②津波警報（注意報）が解除されました。校舎内にいる生徒は気をつけて下校しなさい。

<繰り返す>

（3）火 災 …… 校舎内（あるいは校地内）で火災が発生した。

◆ 授業中及び部活動中の対応

- ① 校舎内で活動している場合
担当教職員の指示で校舎外（グラウンド）へ安全に避難するよう指導を行う。
- ② グラウンド等校舎外で活動している場合
緊急放送が聞こえたら早急に校舎外（グラウンド）の避難場所へ移動する。

◆ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。

- ・速やかに建物外に生徒を避難させる。
- ・現場関係者の指示に従う。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

緊急放送、緊急放送

①ただいま、〇〇で火災が発生しました。全校生徒は先生の指示に従い直ちに校舎の外（グラウンド）に避難して下さい。

<繰り返す>

②先生方は、生徒・職員各自の避難・安全の確保を優先し、誘導・指示して下さい。

<繰り返す>

（4）落 雷 …… 校地上空に雷雲が発生し、落雷の危険がある。

◆ 授業中及び部活動中の対応

- ① 校舎内で活動している場合
担当教職員が校舎外へ出ないよう注意指導を行う。
- ② グラウンド等校舎外で活動している場合
 - ・雷が聞こえたら早急に校舎内に避難させる。雷が聞こえなくなるまで校舎内で待機させる。
 - ・衣類等がぬれている場合は、落雷の影響を受ける可能性もあるので可能な限り着替えさせる。

◆ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。

- ・速やかに近くの建物内に生徒を避難させる。
- ・近くに建物等が無い場合は、できるだけ低い場所へ避難する。
- ・現場関係者の指示に従う。

（5）竜巻・台風 …… 校地内に竜巻や暴風が発生し、怪我等の危険がある。

◆ 授業中及び部活動中の対応

- ① 校舎内で活動している場合
担当教職員が校舎外へ出ないよう注意指導を行う。

131 危機管理マニュアル

② グラウンド等校舎外で活動している場合

竜巻や暴風の発生を確認したら早急に校舎内に避難させる。安全が確認されるまで校舎内で待機させる。

◆ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。

- ・速やかに近くの建物内に生徒を避難させる。
- ・近くに建物等が無い場合は、できるだけ安全な場所へ避難する。
- ・現場関係者の指示に従う。

(6) クマ出没への対応・・・校地内または学校周辺に出没し、危害が及ぶ危険がある。

クマの生息域となる山林等へ入山する際はもちろん、人の生活圏でもクマと遭遇する可能性がある。学校敷地内外においても、クマによる人身被害を回避するために出没・遭遇した場合に取るべき行動及び情報収集、注意喚起が必要である。

1 クマの出没・遭遇した場合に取るべき行動

①クマの気配があった場合

足跡や糞などの形跡があった場合、その場から速やかに立ち去る。

②クマがいることに気づいた場合

落ち着いてその場から速やかに立ち去る。クマが先に人の気配に気づいて隠れたり逃走する 경우가多いが、もし気が付いていないようであれば存在を知らせるため、物音を立てるなど様子を見ながら立ち去る。急に大声をあげたり、急な動きをしたりするとクマが驚いてどのような行動をするか分からないため、注意が必要である。

③近くにクマがいることに気づいた場合

まずは落ち着くこと。時にクマが気づいて向かってくることがある。本気で攻撃するのではなく、威嚇突進として、すぐ立ち止まっては引き返す行動を見せる場合がある。この場合は、落ち着いてクマとの距離をとることで、クマが立ち去る場合もある。クマは逃走する対象を追いかける傾向があるので、背中を見せて逃げ出すと攻撃性を高める場合がある。そのため、クマを見ながらゆっくり後退する、静かに語りかけながら後退するなど落ち着いて距離をとるようにする。慌てて走って逃げてはいけない。

④至近距離で突発的に遭遇した場合

クマによる直接攻撃など過激な反応が起きる可能性が高くなる。攻撃を回避する完全な対処方法はない。クマは攻撃的行動として、上腕で引っ掻く、噛み付く、などの行動をとるが、ツキノワグマは一撃を与えた後すぐ逃走する 경우가多いとされている。顔面・頭部が攻撃されることが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつ伏せになるなどして重大な障害や致命的なダメージを最小限にとどめることが重要。クマ撃退スプレー（唐辛子成分であるカプサイシンを発射するスプレー）を携行している場合は、クマに向かって噴射することで攻撃を回避できる可能性が高くなる。

⑤親子クマとの遭遇

親子連れのクマと遭遇した場合、母グマは子グマを守ろうと攻撃的行動をとることが多いため、より一層注意が必要。子グマが単独でいるような場合でも、すぐ近くに母グマがいる可能性が高いため、近づくことはせず、速やかにその場から離れることが必要である。

⑥クマ撃退スプレーによる撃退

カプサイシンは粘膜を刺激するため、クマの目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって噴射することが重要である。射程距離は5m 程度と短い製品が多いため、十分クマを引き付けてから噴射する必要がある。下草が人の背丈ほどに鬱閉したところなどでは効果的な噴射が難しく、十分な効果を期待できないことがある。刺激性物質の効果は人も同じなので、風向きによっては噴射した本人へも影響がある。それでもクマからの攻撃を回避するためには、躊躇せずスプレーを噴射することが重要。誤射に注意しつつ、いざという時にすぐ使うことができる場所に携帯することが必要になる。

クマ撃退スプレーを設置している場所については、事務室・職員室・野球場・艇庫・第1体育館に設置している。(AEDが設置している場所と同じ)

131 危機管理マニュアル

2 個人における対策について

★ 登校時における対策

- ①常に周りの状況を確認しながら登下校を行う。
- ②クマの気配や遠くに姿を見かけたら視線をさらさずに後ずさりしながら立ち去る。
- ③近くの建物に避難する。
- ④避難後は警察と保護者及び学校に連絡する。
- ⑤山間部ではなく街中を通るように通学路の変更をする。
- ⑥保護者の送迎によって登下校する。

★ 日常生活における対策

- ①常に町民放送や山田町のアプリでクマの出没情報を確認する。
- ②1人で行動せずに集団で行動する。
- ③撃退スプレーを持参するなど個人でも対策する。

3 学校管理下及び校外活動での対応について

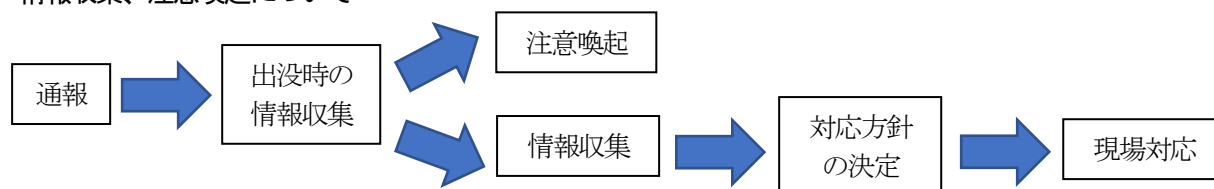
★ 学校管理下における対応

- ①校舎1階の施錠を行う。
- ②ゴミ集積場での施錠及び蓋を閉める。
- ③野外活動の中止を行う。
- ④マチコミで保護者にも情報を知らせ送迎などの協力をお願いする。
- ⑤教職員は精細な情報の把握に努め、早急に情報の周知を行う。緊急を要する場合は全校放送する。
- ⑥担当教職員から校舎外へ出ないよう注意指導を行う。
- ⑦グラウンド等校舎外で活動している場合、出没した場所等を確認し、早急に校舎内に避難させる。

★ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

- ①校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。
- ②速やかに近くの建物内に生徒を避難させる。
- ③近くに建物等が無い場合は、できるだけ安全な場所へ避難する。
- ④現場関係者の指示に従う。

4 情報収集、注意喚起について



第2項 教育活動等に係る危機への対応

(1) 授業中の事故 … 実験・実技・実習中に事故が発生した。

◆ 事故発生時の対応 ◆

- ① 救急（応急）措置
 - ・教職員は、生徒の負傷の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。【別紙 チャートNo.2】
 - ・教職員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に副校長（校長）への連絡、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請する。
 - ・教職員は、ガス漏れや火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
 - ・養護教諭等（状況に応じて担任や学年長）は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
 - ・救急車到着までの間、AED（自動体外式除細動器）の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。

131 危機管理マニュアル

- ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・状況によっては学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

② 状況把握

- ・担当教職員は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、副校長（校長）へ連絡する。
- ・校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・教室や器具の被害の状況を確認するとともに、他の生徒への動揺を抑える。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番)	—	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
医療機関	—	負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。
警察(110番)	—	校長は、必要であれば状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保護者	—	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会	—	校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会（学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

※AEDについて

AEDは、Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器といいます。小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断します。もし心室細動という不整脈（心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態）を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えること（電気ショック）で、心臓の状態を正常に戻す機能を持っています。器械の電源を入れれば音声を使い方を順に指示してくれるので、誰でもこの器械を使って救命することができます。（出典：日本心臓財団HP）

(2) 校外活動全般での事故 …… 国内外での研修、部活動、インターシップ、ボランティア活動等における事故

◆ 事故発生時の対応 ◆

① 救急（応急）措置

- ・教職員は、生徒の負傷の有無、意識の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- 【別紙 チャートNo.2】**
- ・教職員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に負傷の程度により救急車(119番)の出動を要請するとともに副校長（校長）への連絡、他の教職員への応援を依頼する。
 - ・教職員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
 - ・養護教諭等（状況に応じて担任や学年長）は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
 - ・救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
 - ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
 - ・教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。

131 危機管理マニュアル

- ・教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・状況によっては学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

② 状況把握

- ・担当教職員は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、副校長（校長）へ連絡する。
- ・校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|--|
| 消防(119番) | — | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。 |
| 医療機関 | — | 負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。 |
| 警察(110番) | — | 校長は、必要であれば状況に応じて事故が発生したことを連絡する。 |
| 保護者 | — | 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | — | 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会（学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。 |

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

(3) 学校内外での事件 …… 暴力行為（対教師、対生徒）

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 救急（応急）措置

- ・負傷した教員や生徒、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で現場に向かうとともに、副校長（校長）に連絡する。
- ・加害生徒を個室等に移動させ落ち着かせるとともに、状況等の話を聞く。
- ・負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した教員や生徒の応急措置を行う。負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請する。
- ・養護教諭等（状況に応じて担任や学年長）は、負傷した教員や生徒の応急措置を引き継ぐとともに、負傷の程度が大きい場合は、校長は速やかに負傷した教員や生徒の家族に事故の概要を連絡する。
- ・救急車到着までの間、AED（自動体外式除細動器）の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

② 状況把握

- ・教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・副校長が教職員の状況、担任等が生徒の状況を把握し、特に心理的なダメージを受けている場合は保健室等で落ち着かせるなどの処置を行う。
- ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・校長の指示のもと、負傷した教員や生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・早急に、全教職員で事件の概要について共通理解を図り、他の生徒や保護者、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|------------------------------------|
| 消防(119番) | — | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職 |
|----------|---|------------------------------------|

		員が同乗し状況説明を行う。
医 療 機 関	—	必要に応じて医師に状況説明を行う。
警察(110番)	—	校長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。
保 護 者	—	加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、保護者へ来校を促す。
(加害者)		
家 族	—	負傷した教員や生徒の家族へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
(被害者)		
教 育 委 員 会	—	校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会（学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

(4) 自殺(予告) … 生徒（不特定）から自殺の予告があった場合

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 状況把握

状況を把握した教職員は副校長に、副校長は校長に速やかに状況を報告する。校長は、関係教職員等により早急に会議を開き、情報の収集・外部との連絡・他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。

② 情報の収集

自殺予告をした生徒の保護の観点から、生徒についての気になること等情報交換を行い、予告した生徒の特定・推定作業を進め、状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

③ 緊急（応急）措置

- ・校長や関係教職員で、これまでの情報をもとに、各所に設置してある電話相談等に連絡するなど、該当する生徒の特定等に努める。
- ・収集した情報は、速やかに副校長（校長）に連絡する体制を整備する。

※自殺予告電話の対応について

I 自殺予告電話を直接受けた場合に対応する上での留意点

- (1) 緊急かつ重大な訴えと受けとめ、落ち着いて真剣に対応することが大切である。
- (2) 電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。
- (3) 「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。
- (4) 時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等についての情報を得ることに努める。
- (5) 叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。話題をそらさせない。
- (6) 相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。
- (7) こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。

II 試験等の学校行事の中止を求められた場合の対応

- (1) 行事の実施・延期・中止等については、校長が総合的に判断する必要がある。
- (2) 判断に当たっては、先入観を持たず、確認や指導等の対策の状況、児童生徒や保護者の意識の状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見等を考慮し、細心の配慮をする。
- (3) 生徒の状況について、判断後も継続して把握する。

(5) 学校保健関係① — 交通事故等 —

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 状況把握

- ・交通事故の通報を受けた教職員は、速やかに副校長（校長）に報告する。
- ・校長は、教職員を2名以上、現場に派遣する。

② 救急（応急）措置

- ・救急車やパトカーが到着していない場合は、消防署及び警察署へ連絡の有無を確認する。
- ・自校生徒であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確認する。
- ・救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・教職員1名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか若しくは別途搬送先の医療機関に赴く。
- ・教職員1名は現場に残り、事故の経緯等、情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会う。
- ・保護者へ、事故の発生の事実を知らせ、搬送先の医療機関へ向かうように伝える。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|--|
| 消防(119番) | — | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し状況説明を行う。 |
| 医療機関 | — | 負傷者の治療のため、状況説明を行う。 |
| 警察(110番) | — | 校長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。校長は、事故の発生状況等について情報収集を行う。 |
| 保護者 | — | 負傷した生徒の保護者に連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | — | 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会（学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。 |

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

(6) 学校保健関係② — 感染症・食中毒等 —

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 状況把握

校長は、生徒の欠席状況、出席者の異常の有無や、早退者などの状況把握を行うほか、学校医や保健所、医療機関等の関係機関から情報を収集する。

② 応急措置

- ・校長は、生徒の健康状況に応じ、当日の学校運営の措置（出席停止、臨時休業）を判断する。
- ・校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
- ・校長は、保存食、原材料の廃棄禁止、生徒の嘔吐物の保存措置をとる。

③ 関係機関との連携

- ・校長は、速やかに所管する教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡する。
- ・校長は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- ・校長は、保健所の指示に従い、検査や調査に全面的に協力し、立ち入り検査には、担当責任者を定めて的確に対応する。
- ・学校医、山田町感染症担当課、宮古保健所との連携、情報交換に努める。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・校長は、職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

⑤ 保護者、教育委員会への連絡

- ・校長は、速やかに県教育委員会（保健体育課）に報告を行い、その後も状況の変化に対応して続報を入れる。
- ・保護者に対しては、学校保健委員会、PTA役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、生徒の健康、喫食、検便等の各種調査を依頼する。

(7) 不審者の侵入 — 校内に不審者が侵入した場合 —

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 状況把握・緊急措置

発見者は、校長ほか、全教職員に直ちに情報が伝達され、生徒への注意喚起、避難誘導や、万一、生徒や教職員が負傷した場合の応急手当の処置など、生徒の安全を第一に考えた対応を行う。

② 生徒の安全確保

- ・ 不審者の状況に応じて、教職員が大声を出すなどして、周辺に危険を知らせるとともに、危険のない方向に生徒を誘導する。また緊急放送で全校生徒に危険を知らせる。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

①全校生徒に連絡します。

ただ今からLHRを行いますので、生徒及び職員は直ちに近く of 教室に入りなさい。教室に
いる場合には、そのまま待機し、先生の指示に従いなさい。

<繰り返す>

②生徒・職員は〇〇の場所（(例)昇降口、1階教室等西側 など）から離れなさい。

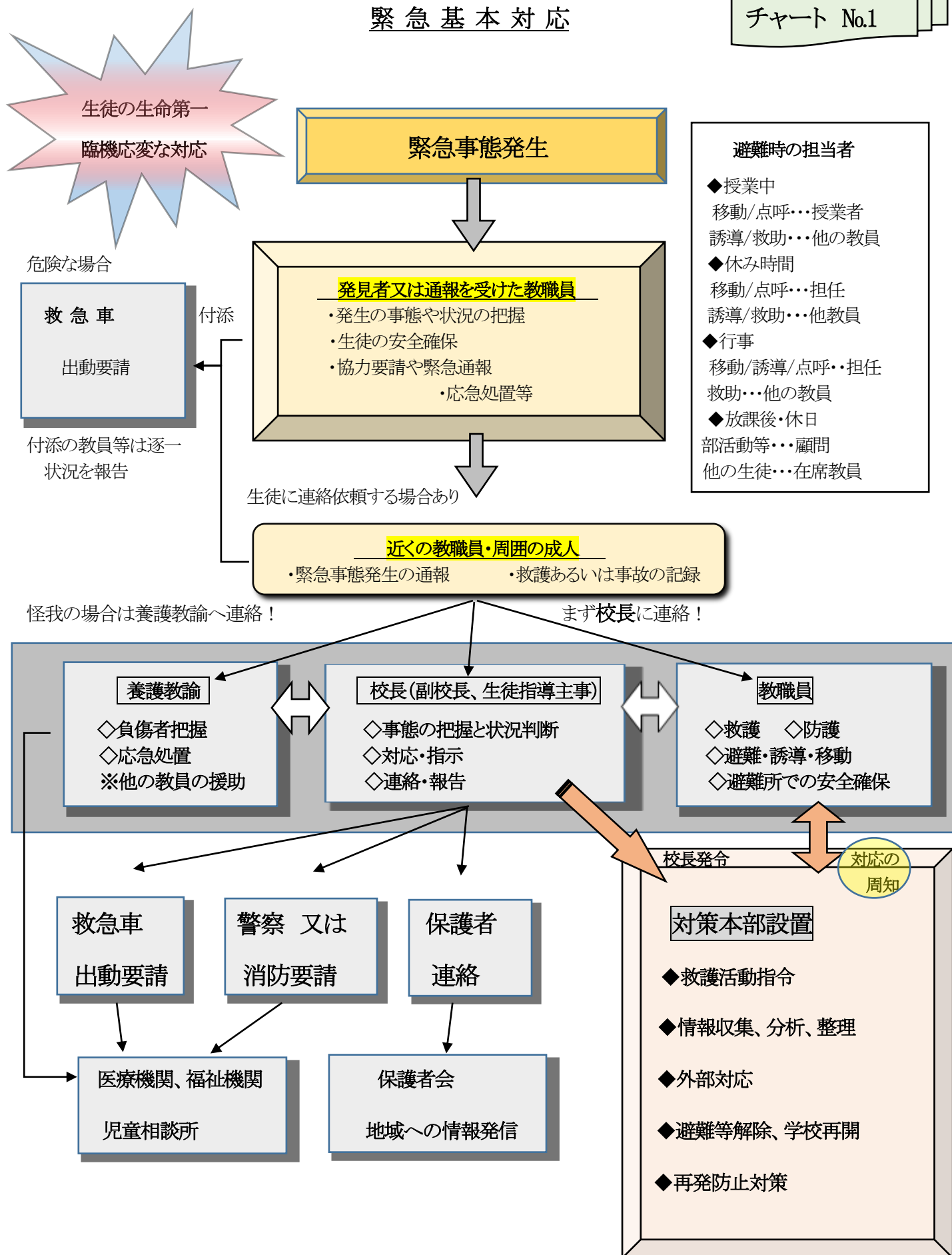
<繰り返す>

- ・ 状況によっては、自動火災報知器を使用し周辺に危険を知らせる。

※ 人命に差し迫った危難が及んでいる場合において、自動火災報知器を使用することは、消防法が禁ずる「みだり」に使用する場合には該当しない旨、消防庁から通知されている（平成13年6月21日付け消防庁予防課長通知）。(ただし、自動火災報知器を使用した後は、火災でない旨、消防機関に連絡すること。)

緊急基本対応

チャート No.1



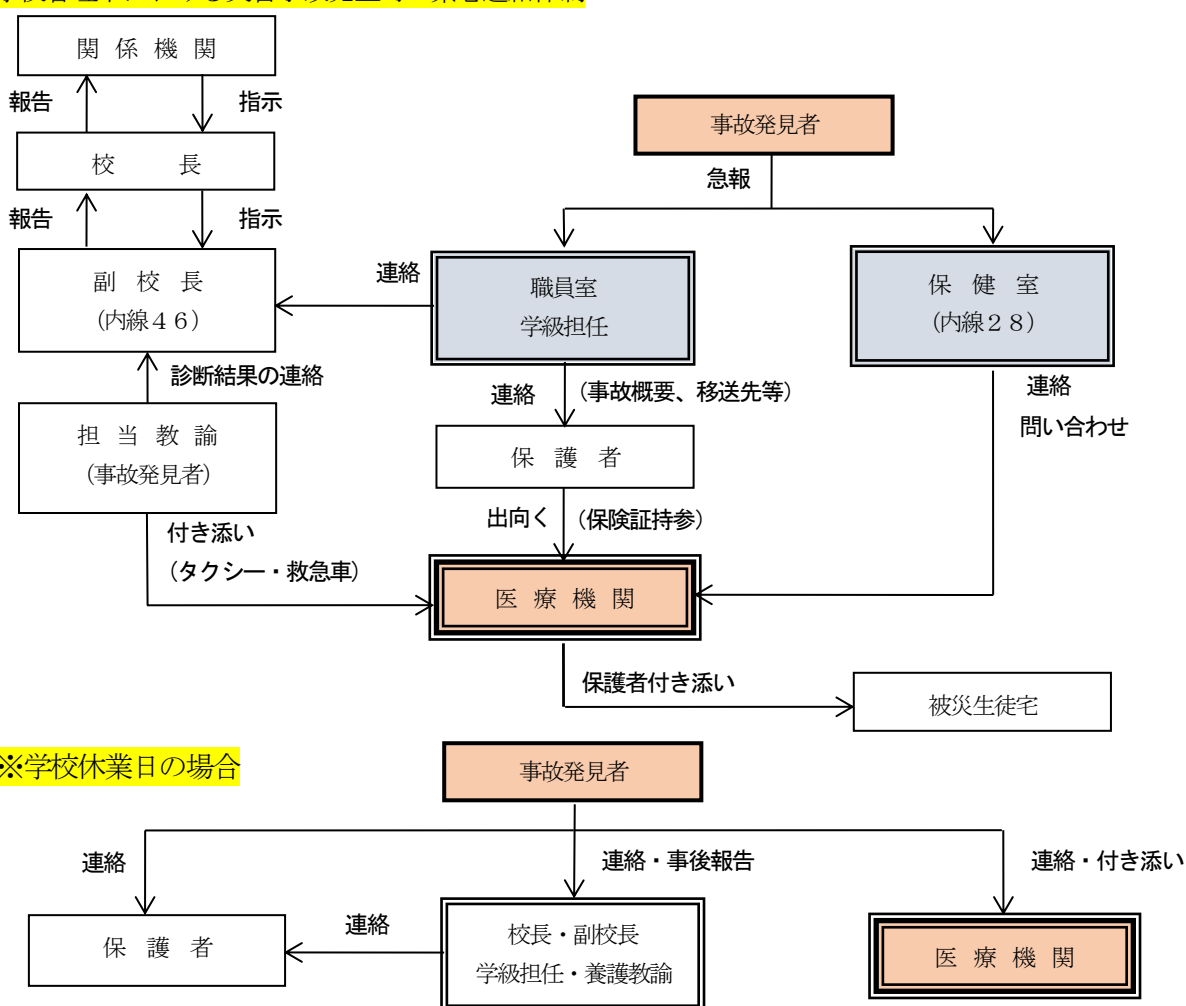
災害事故発生時の救急処置と緊急連絡体制

チャート No.2

1 学校で行う救急処置の原則

- (1) あくまで医師の診察を受けるまでの応急処置であること。
- (2) 医薬品は原則として使用しないこと。

2 学校管理下における災害事故発生時の緊急連絡体制



- (1) 学級担任は事故の内容を保護者に連絡し、希望の移送先を聞く。
(指定がない場合は最寄りの医療機関に移送することの許可を得る)
- (2) 医療機関への連絡や問い合わせ、移送車の手配は保健主事あるいは養護教諭が行う。
- (3) 付き添いは事故発見者が望ましい。やむを得ない場合は学級担任が付き添う。
(事故発生状況の報告が診断・治療の指針となる)
- (4) 医療機関に移送する場合は原則としてタクシーを利用する。
- (5) 医療機関から自宅までは原則として保護者が責任をもつ。
- (6) 医療機関での診断結果は付き添いの職員が学校および家庭に連絡する。
- (7) 原因などの事情調査・事後処理は担当教諭、学級担任、生徒指導・保健厚生課を中心に行い、場合によっては資料を作成する。
- (8) 教育関係機関、その他の機関との連絡は校長および副校長が行う。(窓口の一本化)

131 危機管理マニュアル

3 救急車の要請について

(1) 基準

- ア 心停止、呼吸停止、呼吸困難（異物による窒息など）
- イ 意識のない状態が続いている
- ウ ショック症状（皮膚蒼白、冷汗、血圧低下、頻脈または徐脈、呼吸不全など）
- エ けいれんが続いている
- オ 激痛が続いている
- カ 多量の出血
- キ 骨の変形
- ク 大きな開放創
- ケ 広範囲のやけど

(2) 留意点

- ア 原則として校長・副校長の承諾を得ることとするが、状況によっては教職員の判断によって要請しても構わない。
- イ 電話（１１９）をかけるのは状況を把握している者とする。
- ウ オペレーターの指示に従って救急車を要請し、到着までの対応を確認する。
- エ 生徒等の動揺を避けるため、サイレンは早めに止めてもらえるようお願いする。
- オ 救急車の誘導のため、職員１名は外で待機する。
- カ 健康手帳を持参する。（保健室のオレンジ色の棚）

4 家庭への連絡について

- (1) 状況を説明する。過度のショックを与えないよう言葉に配慮する。
- (2) かかりつけの病院があるか確認する。
- (3) 保険証を持って病院に来てもらえるようお願いする。

5 医療機関への連絡について

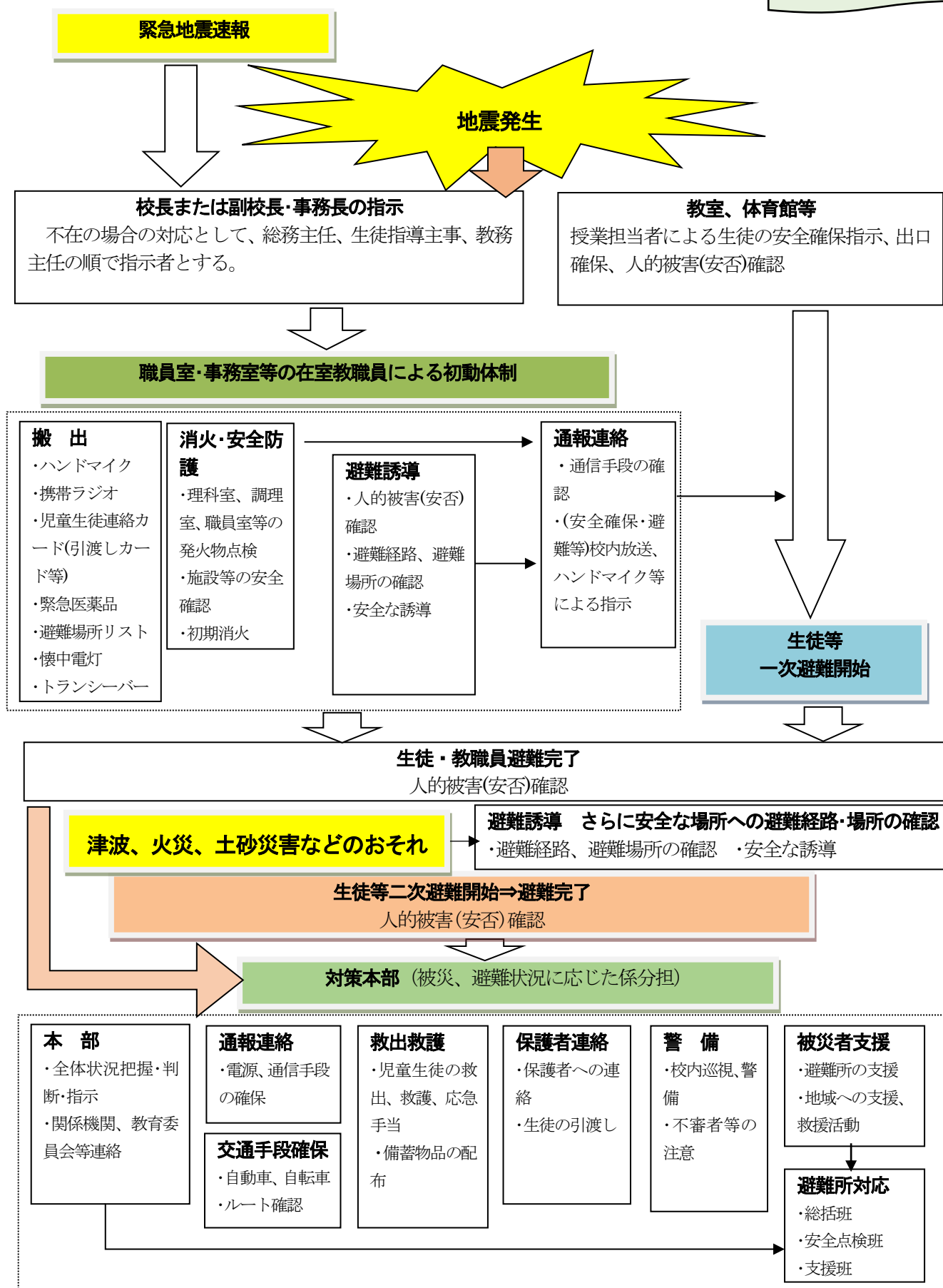
- (1) けが・身体の状態を説明し、受け入れをお願いする。
- (2) 病院到着までの所要時間を伝え、移送中に注意することを確認する。

6 医療機関等の連絡先

救急車 １１９ ※携帯電話の場合は０１９３－１１９		
学校医等	医療法人晃生会近藤医院	０１９３－８２－３３２８
	さかもと眼科	０１９３－６４－２３０１
	いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック	０１９－６１１－０１３３
	留理歯科医院	０１９３－８６－３７１８
	東北アルフレッサ（株）宮古支店	０１９３－６２－３６３８
近隣の病院	岩手県立山田病院	０１９３－８２－２１１１
	岩手県立宮古病院	０１９３－６２－４０１１
	岩手県立大槌病院	０１９３－４２－２１２１
	岩手県立釜石病院	０１９３－２５－２０１１
	近藤医院	０１９３－８２－３３２８
山崎タクシー ０１２０－０２３－５１１ マルヨタクシー ０１２０－０８９－０４４		

地震発生における初動体制 【生徒在籍時】

チャート No.3



【学校用引渡しカード】

学年・組・番号・生徒氏名		年 番氏名		性別	
住 所					
保護者名		生徒との関係			
在籍している 兄弟姉妹		年 番氏名			
		年 番氏名			
連絡先 (電話番号、メールアドレス等)		①名前 ()		②名前 ()	
		電話 ()		電話 ()	
		携帯 ()		携帯 ()	
		メールアドレス []		メールアドレス []	
		勤務先名 ()		勤務先名 ()	
		電話 ()		電話 ()	
引取者氏名		生徒との関係			
連絡先 (避難場所)		電話番号、メールアドレス等			
特記事項					
引渡し日時		月 日() 時 分			
引渡し職員氏名					

- ※ 保護者があらかじめ太線内の事項について記入する。
- ※ 生徒連絡カード、生徒個票など学校において作成している保護者の連絡先等を記載するものに、引渡しが確実に確認できる記入欄を設けるなども考えられる。
- ※ 引渡しにあたっては、自宅（避難場所）等行き先までの経路についても確認する。

【生徒（保護者）用災害対応携帯カード例】

災害時対応携帯カード(〇〇学校)【平成××年度】 (災害時とは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・の場合) 生徒： 年 番氏名 _____ 保護者氏名 _____ 1 在宅時 ・自宅が安全でない場合は避難場所(▲▲)に避難する。 2 登下校時 ①自宅に近い場合→自宅が安全な場合→自宅に避難 →自宅が安全でない場合→避難場所(▲▲)に避難 ②学校に近い場合→学校が安全な場合→学校に避難 →学校が安全でない場合→避難場所(●●)に避難 ③鉄道やバス等に乗車中の場合→乗務員(引率教員)の指示に従う。 ④通学途中の避難場所→△△、◇◇ ※登校前及び登校途中→安全が確認された場合や鉄道・バス等が回復した場合は、原則として学校に登校	3 在校時 ・学校が安全な場合→学校に待機 ・学校が安全でない場合→避難場所(●●)に避難 ・保護者が迎えに来た場合→安全が確認されない場合→一緒に待機 →安全が確認された場合→一緒に帰宅 ・鉄道やバス等が回復しない場合→学校で保護 ※保護者は、安全が確認されない場合(二次災害のおそれや津波警報等が発表されている場合など)→迎えに来ない。保護者も避難する。 4 連絡、情報の手段等 ①災害時の情報→学校のHPや電話、山高お知らせメールで確認。 ②連絡や情報等の手段が確保できない場合 学校情報を避難所及び地区等の掲示板に掲示→確認する。 岩手県立山田高等学校 TEL : 0193-82-2164 FAX : 0193-81-2055 HP : http://www.2.iwate-ed.jp/ymd-h/
--	--

- ※ 引取りカードを兼ねた保護者用携帯カードとしての活用も考えられる。
- ※ 携帯カードの避難場所の▲▲、△△、◇◇は、生徒または保護者が記入し、●●は、学校が記入する。
- ※ 在宅時や登下校時の生徒の避難場所を把握しておくため、学校で記入後の写を保管する。

【地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合の対応例】

1 児童生徒在校時

状 況	教職員	児童生徒
緊急地震速報・地震発生 ◇教室 ◇体育館 ◇校庭	児童生徒に対して、的確な指示を行うとともに、出口を確保する。 ○落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示 ○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示（ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意） ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示	◆教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。
地震のゆれ終息 津波警報発表	○その場で、児童生徒の人的被害（安否）を確認する。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動 ○施設・設備・通信手段の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。 ○周辺施設の被害や避難場所を確認し、（第一次）避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○一次避難後、児童生徒の人的被害（安否）を確認する。	第一次避難場所：（ ） 第二次避難場所：（ ） ◆教職員の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。
避難完了	学校防災本部設置 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。	◆津波注意報・警報が解除された場合は、保護者とともに帰宅する。 ◆保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所待機する。
○人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒及び施設・設備等の被害状況の的確な確認、津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、（携帯）電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等 ○家族への連絡（避難の状況、提供可能な学校に関する情報）⇒保護者への児童生徒の引渡しは、津波警報が発表中は引渡しは行わない。なお、津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。引き渡し場合は、児童生徒を引渡しカードで確認。引き渡し児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。（避難場所での待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイレ確保等の分担） ○教育委員会（県教育委員会教育企画室・学校教育室）への連絡・報告 ○関係機関との連携（市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部） ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口		

2 学校外(沿岸付近)における諸活動時

状 況	教職員	児童生徒
緊急地震速報 ・地震発生	○地形、施設や周囲の状況を判断し、安全確保の指示を行う。 ○利用施設において、職員の指示がある場合は、それに従う。 ○交通機関を利用している時は、乗務員等の指示に従う。	◆施設職員、教職員、乗務員の指示に従って、身体を保護する行動をする。
地震のゆれ終息	○児童生徒の人的被害(安否)を確認し、(第一次)避難場所へ安全に的確な誘導をする。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を行う。	第一次避難場所: ()
津波警報発表	○児童生徒の人的被害(安否)を確認する。	第二次避難場所: ()
●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等 ○(第二次)避難場所、避難経路を決定し、安全に的確な誘導をする。⇒さらに高台へ避難させる。		◆施設職員、教職員、地域住民等の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。
避難完了	○児童生徒の人的被害(安否)を確認する。 ○通信手段を確保する。⇒(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害伝言板サービス等 ○学校へ連絡し、状況を報告、指示を受ける。 ○学校と連絡が取れない場合や救援要請が必要な場合は、現地の関係機関や地域住民へ連絡する手立てを講ずる。 ○現地の被害状況の把握に努める。(二次災害に備え、避難場所の移動も想定する。)	◆教職員の指示に従って、避難場所において待機する。
学校の対応	学校防災本部設置 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。	
○人的被害(安否)及び施設・設備等の被害状況の的確な確認⇒複数の教職員の現地派遣 ○通信手段の確保⇒(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等 ○現地からの児童生徒の移動手段確保 ○家族への連絡(避難の状況)⇒保護者への児童生徒の引渡しについては、現地の状況の確認後、状況に応じて対応する。二次災害のおそれがある場合及び津波注意報・警報が発令中は、児童生徒の引渡しは行わない。 ○教育委員会(県教育委員会教育企画室・学校教育室)への連絡・報告 ○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口		

3 児童生徒登下校時

状 況	教職員	児童生徒
緊急地震速報 ・地震発生 ◇教室 ◇体育館 ◇校庭	学校内における児童生徒がいる場所へ出向き、的確な指示を行う。 ○落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示 ○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意) ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示	◆学校内にいる場合 ・教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。 ・教職員がいない場合は、頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる。 ◆通学路にいる場合 ・ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる。 ◆公共交通機関に乗車中の場合 ・乗務員の指示に従って身体を保護する行動をする。
地震のゆれ終息	○学校にいる児童生徒の人的被害(安否)を確認し、(第一次)避難場所へ安全に的確な誘導をする。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を行う。 ○安全が確保されていることを確認のうえ、通学路に出向き、避難場所への安全に的確な誘導をする。 ○施設・設備・通信手段の確認とともに、発火物の適切な処置と確認をする。	第一次避難場所:() 第二次避難場所:() ◆教職員、地域住民、乗務員等の指示に従って、安全に高台の避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。
津波警報発表	○一次避難後、児童生徒の人的被害(安否)を確認する。	
●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等 ○(第二次)避難場所、避難経路を決定し、安全に誘導する。⇒さらに高台へ避難する。 ○通学路の児童生徒は、さらに高台の避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○二次避難後、児童生徒の人的被害(安否)を確認する。		
避難完了	学校防災本部設置 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。	◆津波注意報・警報が解除された場合は、保護者とともに帰宅する。 ◆保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所待機する。
○人的被害(安否)の確認ができていない児童生徒及び施設・設備等の被害状況の的確な確認、津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等 ○家族への連絡(避難の状況、提供可能な学校に関する情報)⇒保護者への児童生徒の引渡しは、津波警報が発表中は引渡しは行わない。なお、津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。引き渡す場合は、児童生徒を引渡しカードで確認。引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。(避難場所での待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防災対策、トイレ確保等の分担) ○教育委員会(県教育委員会教育企画室・学校教育室)への連絡・報告 ○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口		

4 児童生徒在宅時

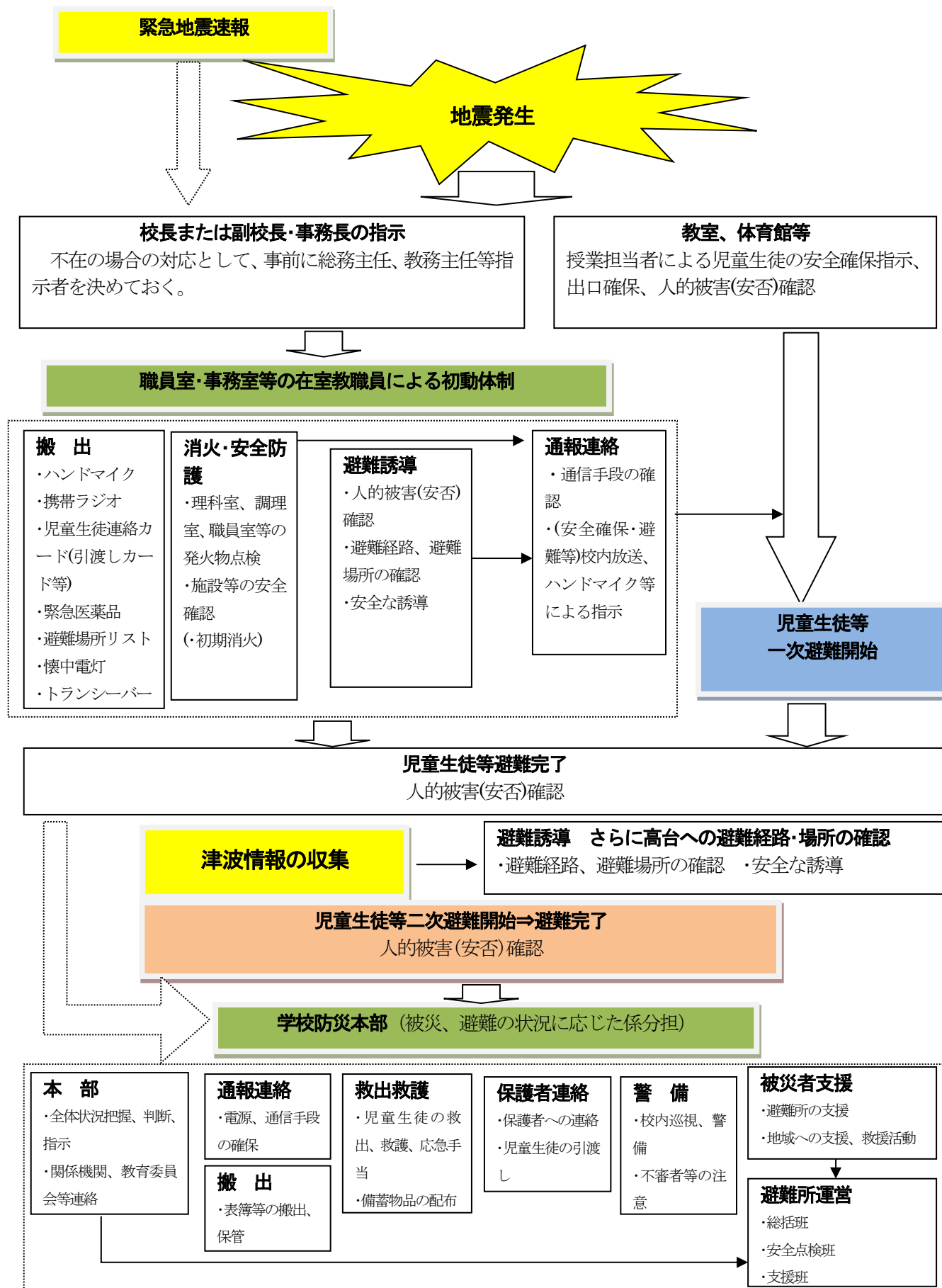
状 況	教職員	児童生徒
地震発生、津波警報	登校前に津波注意報・警報が発令された場合⇒児童生徒は自宅待機	
◇津波警報(津波)が発表	○指定職員配備(1号)体制 ⇒校長及び 連絡担当者のうち1名	◆頭部を守る。机やテーブルなどの下にもぐる。 ◆壁や棚など倒れやすい物から離れる。 ◆安全な場所に避難する。
◇津波警報(津波)が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	○指定職員配備(2号)体制 ⇒校長、副校長、事務長、校務分掌の各長	◆地震がおさまった後、すぐに津波情報を確認する。 ◆避難が必要な場合は、指定されている避難所へ安全に避難する。 ◆緊急を要する場合は、近くの高台に急いで避難する。
◇津波警報(大津波)が発表	○指定職員配備(3号)体制 ⇒全教職員	
	学校へ参集	
	※自主的参集もあり	
学校参集	学校防災本部設置 ⇒参集した教職員により役割分担を行い、速やかに行動を開始する。 ↓ ○家族への連絡（児童生徒の人的被害（安否）及び避難場所の確認、提供可能な学校に関する情報） ○教職員の人的被害（安否）の確認 ○施設・設備等の被害状況確認 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、（携帯）電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等 ○教育委員会（県教育委員会教育企画室・学校教育室）への連絡・報告 ○関係機関との連携（市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部） ⇒行方不明者がいる場合は関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口	◆できるだけ早く学校に連絡する。

5 保護者や地域の方々等の来校時

状 況	教職員	児童生徒及び来校者
行事等の開始時	児童生徒及び来校者に対して、地震発生等における対応について、事前にアナウンスを行う。 (儀式等においては、携帯電話所持者を配置する)	
緊急地震速報 ・地震発生	児童生徒及び来校者に対して、的確な指示（アナウンス等）を行うとともに、出口を確保する。	◆教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。
◇教室	○児童生徒は、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示。来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から離れ、机間に移動するよう指示	
◇体育館	○体育館に椅子など障害物がない場合⇒窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示（ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意） ○体育館に椅子など障害物がある場合（儀式等）⇒児童生徒は、そのままの場所での待機を指示。（落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部を保護する。）来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から速やかに離れ、椅子等の間に移動するよう指示	
◇校庭	○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声（マイク等）で明確に指示	
地震のゆれ終息	○その場で児童生徒、来校者の人的被害を把握する。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動 ○施設・設備・通信手段の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。 ○周辺施設の被害や避難場所を確認し、（第一次）避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○一次避難後、児童生徒、来校者の人的被害（安否）確認をする。	第一次避難場所：（ ） 第二次避難場所：（ ） ◆教職員の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。
津波警報発表	●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等 ○（第二次）避難場所、避難経路を決定し、安全に的確な誘導をする。⇒さらに高台へ避難させる。 ○二次避難後、児童生徒、来校者の人的被害（安否）確認をする。	
避難完了	学校防災本部設置⇒役割分担に従い、速やかに行動開始	◆津波注意報・警報が解除された場合は、保護者とともに帰宅する。 ◆保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所待機する。
○人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒及び施設・設備等の被害状況等の確認、津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集 ○情報収集及び現状把握を行い、学校行事等の実施可否の決定 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、（携帯）電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言サービス、無線等 ○家族への連絡（避難の状況、提供可能な学校に関する情報）⇒保護者への児童生徒の引渡しは、津波警報が発表中は引渡しは行わない。なお、津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。引き渡す場合は、児童生徒を引渡しカードで確認。引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。（避難場所での待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイレ確保等の分担） ○教育委員会へ（県教育委員会教育企画室・学校教育室）の連絡・報告 ○関係機関との連携（市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部） ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口		

【津波警報の発表における初動体制例】

児童生徒在校時



緊急連絡先一覧

【県下共通】

警察への事件・事故の急報 110 火事・救助・救急車 119 海の事件・事故の通報 118	岩手県教育委員会事務局（県庁代表 019-651-3111）	
	教 育 企 画 室	019-629-6106(直通) 019-629-6119 (FAX)
	学 校 教 育 室	019-629-6135(直通) 019-629-6144 (FAX)
	生涯学習文化課	019-629-6171(直通) 019-629-6179 (FAX)
	保 健 体 育 課	019-629-6191(直通) 019-629-6199 (FAX)
	教 職 員 課	019-629-6122(直通) 019-629-6134 (FAX)
	服 務 管 理 監	019-629-6195(直通) 019-629-6134 (FAX)

【宮古教育事務所管内 宮古教育事務所 直通 0193-64-2222 FAX 0193-62-3995】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
宮 古 市	宮古警察署 0193-64-0110	宮古消防署 0193-62-5533 宮古消防署田老分署 0193-87-2545 宮古消防署新里分署 0193-72-2011 宮古消防署川井分署 0193-76-2110	宮古市教育委員会 0193-62-5840
山 田 町	宮古警察署 0193-64-0110	山田消防署 0193-82-3139	山田町教育委員会 0193-82-3111
海上保安	第二管区海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署	022-363-0111 0193-23-2001 0193-62-6560	